

第1回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成21年7月6日（月） 13：30～15：30
場所：京都市役所 本庁舎E会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員等紹介
- 3 文化市民局長あいさつ
- 4 委員長の選出
- 5 委員長の職務代理の指名
- 6 議事等

(1) 報告

- 返還事務の概略について
- 返還事務のスケジュールと取組状況について
- 返還免除基準について

(2) 意見聴取

- 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期に関する取扱基準の策定について
- 所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準の策定について

(3) その他

（添付資料）

- ・ 奨学金制度及び自立促進援助金制度の見直しの経過と概要 (資料1)
- ・ 奨学金の借受者数及び返還対象金額等 (資料2)
- ・ 奨学金の返還の対象者の内訳（高校・大学の別／国公立・私立の別） (資料3)
- ・ 奨学金返還事務のスケジュールと取組状況 (資料4)
- ・ 市長名のお詫び文と制度の見直し等の説明文書 (資料5)
- ・ 返還免除基準について (資料6)
- ・ 地方自治法施行令第171条の6の規定に基づく履行延期（返還猶予）に関する取扱基準（案） (資料7)
- ・ 所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準（案） (資料8)

奨学金制度及び自立促進援助金制度の見直しの経過と概要

- 1 昭和 59 年度～
自立促進援助金制度の運用開始（国が昭和 57 年度に同和奨学金に対する補助制度を給付制から貸与制に変更したことを受け、実質的な給付制の奨学金制度を維持するために創設）
- 2 平成 16 年 3 月 12 日
自立促進援助金支給要綱を改正し、平成 16 年度以降に貸与する奨学金の返還時に所得判定基準を導入
- 3 平成 19 年 9 月 25 日
平成 13, 14 年度に所得判定を行わずに自立促進援助金を一律支給したことは一部違法であるとした住民訴訟の判決が、最高裁判所において確定
- 4 平成 19 年度～
自立促進援助金の支給を停止（奨学金の返還がされない状態となる）
- 5 平成 20 年 3 月 26 日
「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」設置
- 6 平成 20 年 8 月 27 日
「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」中間報告

【中間報告（提言）の概要】

自立促進援助金制度は廃止し、返還免除制度を創設することにより、奨学金の返還と免除という分かりやすい関係に改めるべきである。

自立促進援助金制度は、平成 19 年度から廃止すべきである。

奨学金返還困難者に対する免除制度を創設すべきである。

確定判決の判断などを踏まえ、平成 13 年度以降の自立促進援助金の新規受給対象者に対しては、返還を求めていくことはやむを得ない。

奨学金の返還免除基準は、国基準（生活保護基準の 1.5 倍）と同等の基準とすべきである。

京都市が借受者に対し、十分説明を尽くすとともに、実態に即した誠意ある対応を行うよう強く望む。

- 7 平成 20 年 12 月 26 日
自立促進援助金制度の廃止（支給要綱の廃止）
京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例公布・施行

【概要】

自立促進援助金制度は、平成 19 年度分から廃止する。

平成 13 年度以降に奨学金の返還の始期を迎えた者に対して、返還を求める。

奨学金等の返還が困難な方に対する返還免除制度を創設する。

奨学金の返還免除基準は、国基準と同等の基準（生活保護基準の 1.5 倍）とする。

奨学金の借受者数及び返還対象金額

返還の始期	借受者	返還対象額
平成12年度以前	約2,200人	約18億円(全額免除)
平成13年度以後	約1,400人	約22億2千万円
合計	約3,600人	約40億2千万円

奨学金の返還の対象者の内訳(奨学金の貸与年度別)

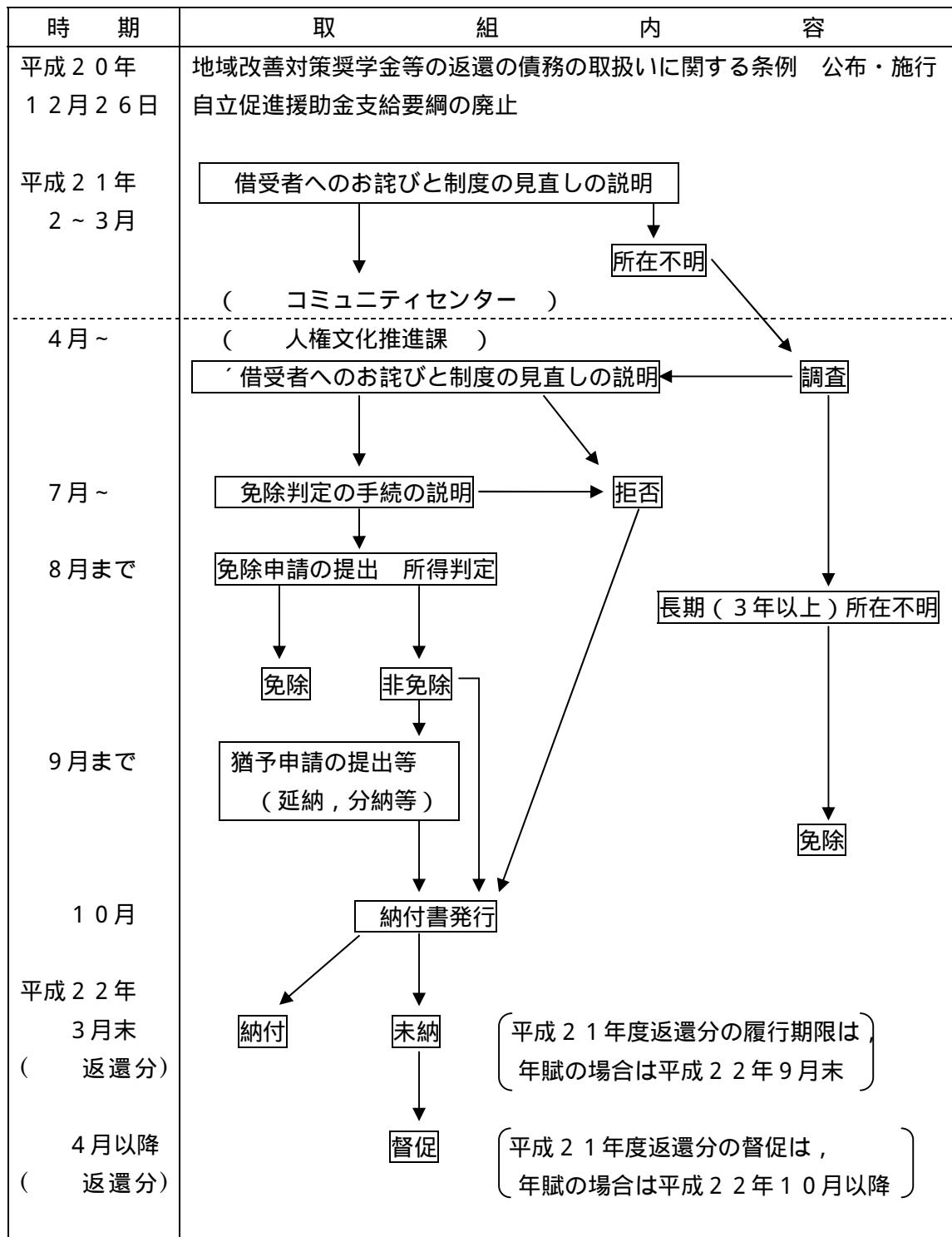
返還の対象者	奨学金の貸与年度		
	平成16年度以降のみ	平成15年度以前～ 平成16年度以降	平成15年度以前のみ
約1,400人	約280人	約430人	約690人
			約1,120人

奨学金の返還の対象者の内訳（高校・大学の別／国公立・私立の別）

奨学金の種別 (高校・大学)	借受者	返還の対象者	内訳 (国公立・私立)		標準的な借受額
高校奨学金のみ借受者	約2,250人	約780人	国公立	約280人	40万円程度
			私立	約500人	200万円程度
大学奨学金のみ借受者	約400人	約300人	国公立	約10人	200万円程度
			私立	約290人	400万円程度
高校+大学借受者	約950人	約320人	国公立+国公立	約5人	240万円程度
			国公立+私立	約80人	440万円程度
			私立+国公立	約5人	400万円程度
			私立+私立	約230人	600万円程度
合計	約3,600人	約1,400人			

奨学金返還事務のスケジュールと取組状況

1 スケジュール



2 6月末時点での取組状況

	総 数	お詫びと説明の取組状況		所在不明等
		文書到達	面談済み	
借受者 (総数に占める割合)	1,404 人	1,349 人 (96.1%)	980 人 (69.8%)	55 人 (3.9%)
対象世帯 (総数に占める割合)	958 世帯	913 世帯 (95.3%)	656 世帯 (68.5%)	45 世帯 (4.7%)

3 奨学金制度の見直しに対する借受者の反応

借受者の反応は、以下のような厳しい声も少なくないが、概ね説明は聞いていただけるケースが多い。

- ・ 借受時には返還しなくてもよいと言われたのに、今になって返還を求められるのは納得できない。詐欺行為である。
- ・ 借りるつもりはなかったのに、返還しなくていいものだからといって、市の職員や学校の先生に勧められたから借りた。
- ・ 奨学金の返還金額が多額であり、とても返せない。
- ・ 京都市が裁判で負けたのだから、京都市が責任を取るべきであり、借受者にその責任を押し付けることは納得できない。
- ・ 子ども（借受者本人）には、絶対に連絡しないでほしい。京都市からの返還請求の連絡のせいで、人権問題に発展した場合、京都市は責任を取ってくれるのか。

お詫びとお願ひ

平素は、京都市政の推進に、御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様におかれましては、自らの御意志と御努力で、また、国や本市が設けた奨学金制度を活用されることなどにより、勉学に励まれ、進路を切り開いてこられましたことに、深く敬意を表します。

本市がこれまで実施して参りました、奨学金制度とその返還の際の自立促進援助金制度（貸与された奨学金の返還に充てるための本市独自の援助金「自立促進援助金」を支給する事業で、昭和59年度から平成18年度まで実施）は、教育・就労の機会の保障に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、その一方で、本市が支出する自立促進援助金について数次にわたり住民訴訟が提起され、平成13年度以降に所得判定を行わず新規に支給した援助金の支出は違法であるとの厳しい判決がなされました（この判決に対して本市は最高裁判所の判断を求めましたが、平成19年9月に司法の最終判断として違法であることが確定しました）。

この裁判所の判決で示されているように、今日的視点から振り返ってみれば、本市として適切な時期に自立促進援助金制度の見直しができていなかったことなど、謙虚に反省すべき点があり、誠に申し訳なく思っております。

このため、私は、司法判断も踏まえ、この制度に対する市民的理解が得られるよう抜本的な見直しに取り組む必要があると考え、この度、京都市会にお諮りし、自立促進援助金制度を廃止し、奨学金制度を見直すことと致しました。これまで、基本的には所得の状況にかかわらず自立促進援助金を支給して奨学金の返還に充ててきましたが、この見直しにより、平成13年度以降に奨学金の返還時期を迎えた皆様に対し、国制度の奨学金の返還免除基準と同等の基準を適用し、所得が基準を超える方には返還をお願いさせていただくこととなります。

本市の最高責任者としてここに深くお詫び申し上げますとともに、何卒、この制度見直しを御理解いただきますようお願い申し上げます。

平成21年2月

京都市長 門川 大作

奨学金等の返還に係る制度の見直しについて

平成21年2月
京都市文化市民局

京都市では、これまで、自立促進援助金制度（貸与された奨学金等の返還のための援助金を支給する制度）を設け、本来は卒業後に返還していただく必要のある「貸与制」の奨学金制度を、実質的には返還の必要のない「給付制」の奨学金制度として、運用してきました。

ところが、住民訴訟が提起され、奨学金の返還の際に、所得判定を行わずに一律に援助金を支給してきたことは、一部違法との判決が確定したため、この制度の見直しが必要となりました。

見直しの検討の結果、確定した判決の内容などを踏まえると、自立促進援助金制度は廃止し、実質給付されるものとして貸与を受けられた奨学金等についても、原則として、返還を求めざるを得なくなりました。

奨学金等の貸与を受けてこられた皆様に対し、新たに創設した返還免除制度の所得判定を行い、その結果により、奨学金等の返還をお願いすることとなります。

どうぞ御理解をいただきますようお願い申し上げます。

1 これまでの自立促進援助金制度について

奨学金等は、貸与制度です。

京都市では、貸与した奨学金等の返還にあたり、奨学金等の返還が困難な場合、国の要綱に基づき一部を免除する返還免除制度や、返還免除制度の対象外で世帯の所得、就労等の生活実態から奨学金等の返還が困難な場合に、返還にあてるための援助金を支給する自立促進援助金制度を実施してきました。

① 平成15年度以前に貸与した奨学金等の返還

自立促進援助金は、平成15年度までは支給基準を設けず、卒業後に「自立促進援助金支給申請書」を提出した方に、返還期間である20年間、毎年、貸与総額の20分の1ずつ支給し、返還金にあててきました。

② 平成16年度以降に貸与した奨学金等の返還

自立促進援助金制度は、平成16年3月に制度を改正し、支給基準を設け、平成16年4月以降に貸与した奨学金等の返還から支給判定を行うことになりました。この判定を行うため、支給を希望する方には、返還が終わるまで、毎年、住民票や課税証明書等の客観的な資料を提出していただくこととし、判定の結果、所得が基準額以下である場合にのみ自立促進援助金の支給対象としました（所得が支給基準を上回った方には、貸与終了時に提出していただく「返還計画書」に基づいて、平成16年4月以降の貸与分のうち当該年度の返還分を返還していました）。

③ 自立促進援助金の支給に対する住民訴訟の経過

自立促進援助金制度について、住民訴訟が提起され、自立促進援助金の支給を一部違法とした大阪高等裁判所判決が最高裁判所の決定により確定しました。

【大阪高等裁判所判決の要旨】（平成18年3月31日判決、平成19年9月25日確定）

平成13年度以降に新規に自立促進援助金を受給した者について、所得判定をせずに一律に支給したことは違法である。

この住民訴訟の判決を踏まえ、自立促進援助金は、平成19年度分から支給を停止せざるを得なくなりました（そのため、奨学金等の借受者から返還していただいている場合を除き、平成19年度以降は奨学金等の返還がされていない状態となっています）。

2 奨学金等の返還に係る制度の見直しの概要

- ① 自立促進援助金制度は、平成19年度分から廃止します。
- ② 奨学金等の返還が困難な方に対する返還免除の制度を創設します。
- ③ 奨学金等の返還免除基準は、国基準と同等の基準（生活保護基準の1.5倍など）とします。
- ④ 大阪高裁確定判決の判断などを踏まえ、平成13年度以降に奨学金等の返還の始期を迎えた方に対しては、奨学金等の返還を求めていきます（③の返還免除基準に該当する方は、申請により奨学金等の返還を免除します）。

今後、奨学金等の返還免除に係る具体的な手続につきましては、平成21年5～6月頃に御案内をさせていただく予定ですので、期日までに関係書類の提出をお願い致します。

奨学金等の返還免除制度について

平成21年2月
京都市文化市民局

奨学金等は貸与制度であり、卒業されてから20年以内に月賦、半年賦又は年賦の均等払いにより返還していただく必要のあるものです。

この度、京都市では、自立促進援助金制度の廃止に伴い、**貸与した奨学金等の返還が困難な場合に、返還を免除する制度**を新たに設けました。

返還免除を申請される方には、住民票や課税証明書等の提出をいただき、免除の所得判定を行います。

判定の結果、返還免除の対象にならなかった方には、返還計画書に基づいて納付書を発行しますので、期限までに銀行、郵便局等の金融機関でお支払いいただくこととなります。

1 奨学金等の返還免除の対象となる方

(1)返還免除の判定基準(平成21年度分から)

奨学金等の貸与を受けた方（借受者）が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、奨学金等の返還未済額の全部又は一部を免除します。

ア 死亡したとき。

イ 心身の著しい障害その他やむを得ない理由により返還することができなくなったと認められるとき。

ウ 奨学金等を返還することが著しく困難であると認められるものとして定める次の（ア）から（ウ）までのいずれかの基準に該当するとき（該当する場合、20年間で返還していただくうちの5年分が免除となり、5年後に再度免除の判定を申請していただくことになります）。

（ア） 借受者が生活保護法による生活保護を受けているとき。

（イ） 借受者又はその属する世帯（※1）が市町村民税所得割非課税のとき。

（ウ） 借受者又はその属する世帯（※1）の前1年間の収入の総額が、生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍以下のとき（※2）。

※1 （イ）、（ウ）は、以下のとおり判定します。

- ・ 原則として、借受者本人で判定
- ・ 父母と同居している場合は、父母の属する世帯の全員で判定
- ・ 父母と同居しておらず、借受者本人が主として本人以外の者の収入により生計を維持している場合は、父母で判定

※2 生活保護基準の1.5倍以下とは、おおむね以下の表のとおりですが、世帯員の年齢や家賃の負担の有無等により異なります。

【生活保護基準の1.5倍以下の収入限度額のおおむねの目安】

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
収入限度額 (給与収入の額)	247万円	365万円	427万円	494万円	557万円

(2) 平成19年度分及び平成20年度分の返還免除の判定基準(経過措置)

平成19年度分及び平成20年度分として返還される予定となっていた分については、旧自立促進援助金の支給基準を返還免除の判定基準として適用します(基準が適用される場合、20年間で返還していただくうちの1年分(適用される年分)が免除となります)。

世帯の最多所得者の収入が、おおむね以下の表の額以下であれば免除となります(世帯の状況により免除となる基準額は異なります)。

【平成19年度分及び平成20年度分の返還免除に係る世帯最多所得者の収入限度額のおおむねの目安】

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
高校・高等専門学校の奨学金等 (給与収入の額)	523万円	645万円	695万円	727万円	757万円
大学・短大の奨学金等 (給与収入の額)	573万円	721万円	787万円	826万円	864万円

2 奨学金等の返還猶予の対象となる方

(1)返還猶予の基準

ア 学校又は専修学校に在学中の方

イ 災害、疾病その他やむを得ない理由により返還することが著しく困難な方

(2) 平成19年度分及び平成20年度分の返還猶予(経過措置)

平成19年度分及び平成20年度分として返還される予定となっていた分(既に平成20年以前から返還の請求を受けている方の分は除きます。)については、本来の履行期限は、それぞれ、平成20年9月末まで、平成21年9月末までとなっていました。

ところが、自立促進援助金制度を平成19年度に遡って廃止したことにより、平成19年度分から返還を求めることとなりますので、経過措置として、履行期限を延長して以下のとおりの取扱いとします。

ア 平成19年度分及び平成20年度分の返還の履行期限は、原則として、平成22年3月末までとします。

イ 申請していただいた場合は、さらに以下のように履行期限を延長することも可能です。

(例1) 当初の「返還計画書」による返還最終年度の翌年度に平成19年年度分を、更にその翌年度に平成20年度分を返還する。

(例2) 平成19年度分及び平成20年度分を、平成21年度分から返還最終年度までの期間で、均等に分割して返還する。

資料 6

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則
第2条第1項第4号に規定する「生活保護法の規定による保護の基準に基づき算定した年額」の算定方法について

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項第4号に規定する「生活保護法の規定による保護の基準に基づき算定した年額」は、次の表に掲げるところによる。

生活扶助基準

年齢基準	
年齢区分	基準額
0歳から 2歳まで	250,800円
3歳から 5歳まで	316,200円
6歳から 11歳まで	408,840円
12歳から 19歳まで	504,960円
20歳から 40歳まで	483,240円
41歳から 59歳まで	458,160円
60歳から 69歳まで	433,200円
70歳以上	388,080円

世帯人数基準

世帯人数	金額
1人	550,790円
2人	625,200円
3人	705,870円
4人	745,690円
5人以上1人を増すごとに加算する額	20,460円

加算関係

障害者	身体障害者手帳1級・2級、 国民年金(障害基礎年金)1級、 特別児童扶養手当1級、 精神障害者保健福祉手帳1級、 療育手帳A	322,200円
	身体障害者手帳3級、 国民年金(障害基礎年金)2級、 特別児童扶養手当2級、 精神障害者保健福祉手帳2級、 療育手帳B	214,680円
児童養育	第1子及び 第2子	3歳に満たない児童 3歳以上の児童であって小学校修了前のもの
	第3子以降	小学校修了前の児童
		120,000円 60,000円 120,000円
在宅患者		栄養補給必要な在宅患者
放射線障害者	重度の被爆等障害者	511,920円
	軽度の被爆等障害者	255,960円
介護保険料	第1号被保険者	納付すべき額

住宅扶助基準

世帯人数	基準額
1人	510,000円
2人から6人まで	660,000円
7人以上	792,000円

教育扶助基準

		金額
基準額	小学生	33,240円
	中学生	59,040円
教材代・交通費・夏季施設参加費		実費算定
学校給食費	小学生	47,300円
	中学生	47,300円

附 則

この算定方法は、決定の日から実施する。（決定の日は、平成21年6月23日）

奨学金返還免除基準の計算シート (生活保護基準の1.5倍)

(計算方法は、別添の説明書を御覧ください。)

1 所得の計算

所得の計算の対象者			続柄	氏名	前年の所得の金額	市民税 所得割 非課税	生活 保護 受給者
A	B	C					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	本人				
<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	父				
<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	母				
<input type="radio"/>	—	—					
<input type="radio"/>	—	—					
<input type="radio"/>	—	—					
<input type="radio"/>	—	—					
所得の合計 (X)							

所得の金額は、
所得の計算の
対象者を記載
してください。

2 返還免除基準の計算

◎ 生活扶助基準

年齢基準			
年齢	基準額	人数	小計
0~2	250,800		
3~5	316,200		
6~11	408,840		
12~19	504,960		
20~40	483,240		
41~59	458,160		
60~69	433,200		
70~	388,080		
年齢基準 合計①			

世帯人数基準			
世帯人数	金額	チェック欄	算定金額
1人	550,790		
2人	625,200		
3人	705,870		
4人	745,690		
5人以上 (加算額)	20,460		
世帯人数基準 合計②			

○ 加算関係

			人数	小計
障害	身障1・2、国年1 特児1 他※1		322,200	
	身障3、国年2 特児2 他※2		214,680	
児童 養育	3歳未満	120,000		
	3歳以上 小学校修了前	60,000		
在宅患者	第3子 以降	120,000		
	小学校 修了前			
放射線	栄養補給必要な在宅患者	159,480		
介護保険	重度の被爆等障害者	511,920		
	軽度の被爆等障害者	255,960		
加算関係 合計③				

※1 精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A

※2 精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B

○ 住宅扶助基準

世帯人数	基準額	チェック欄	算定金額
1人	510,000		
2人～6人	660,000		
7人以上	792,000		
住宅扶助基準 合計④			

○ 教育扶助基準

		金額	人数	小計
基準額	小学生	33,240		
	中学生	59,040		
教材代・交通費・夏季施設参加費		実費算定		
学校給食費	小学生	47,300		
	中学生	47,300		
教育扶助基準 合計⑤				

生活保護基準(①+②+③+④+⑤)

所得の合計 (X)

≤ 免除
> 非免除

生活保護基準の1.5倍
(奨学金返還免除基準 (Y))

奨学金返還免除基準の計算シートの説明書 (生活保護基準の1.5倍)

【はじめに】この「説明書」について

この「説明書」は、別紙「奨学金返還免除基準(生活保護基準の1.5倍)の計算シート」によって、あなた御自身が、平成21年度以降、奨学金の返還免除の適用を受けられるかどうかを計算していただくためのものです。

まず、【1 所得の計算】を行っていただき、「所得の合計⑧」を算定してください。

次に、【2 返還免除基準の計算】を行っていただき、「奨学金返還免除基準⑨」を算定してください。

「所得の合計⑧」が、「奨学金返還免除基準⑨」を超えた場合に、平成21年度から5年間分の奨学金の返還が免除となります。

実際に免除の適用を受けていただくためには、返還免除申請書と確認書類を提出していただく必要があります。詳しくは、「奨学金等の返還免除制度について(平成21年度返還分)」を御覧ください。

【1 所得の計算】

(1) まず、所得の計算の対象となる方を、世帯の状況に応じて決定します。

(以下の設問にお答えいただいて、所得判定の計算の対象者を決定してください。)

Q1 奨学金の借受者御本人は、御両親と同一世帯ですか(世帯の全員の住民票で判断します)。

「御両親」とは、奨学金の貸与を受けられていた当時の御両親のことをいいます。以下同様とします。

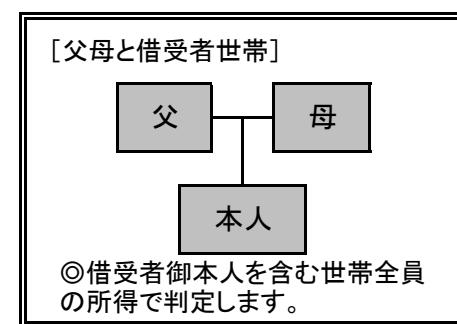
はい

→

御本人及び御両親の属する世帯の全員

…A

《Aの例》



いいえ

→

Q2へ

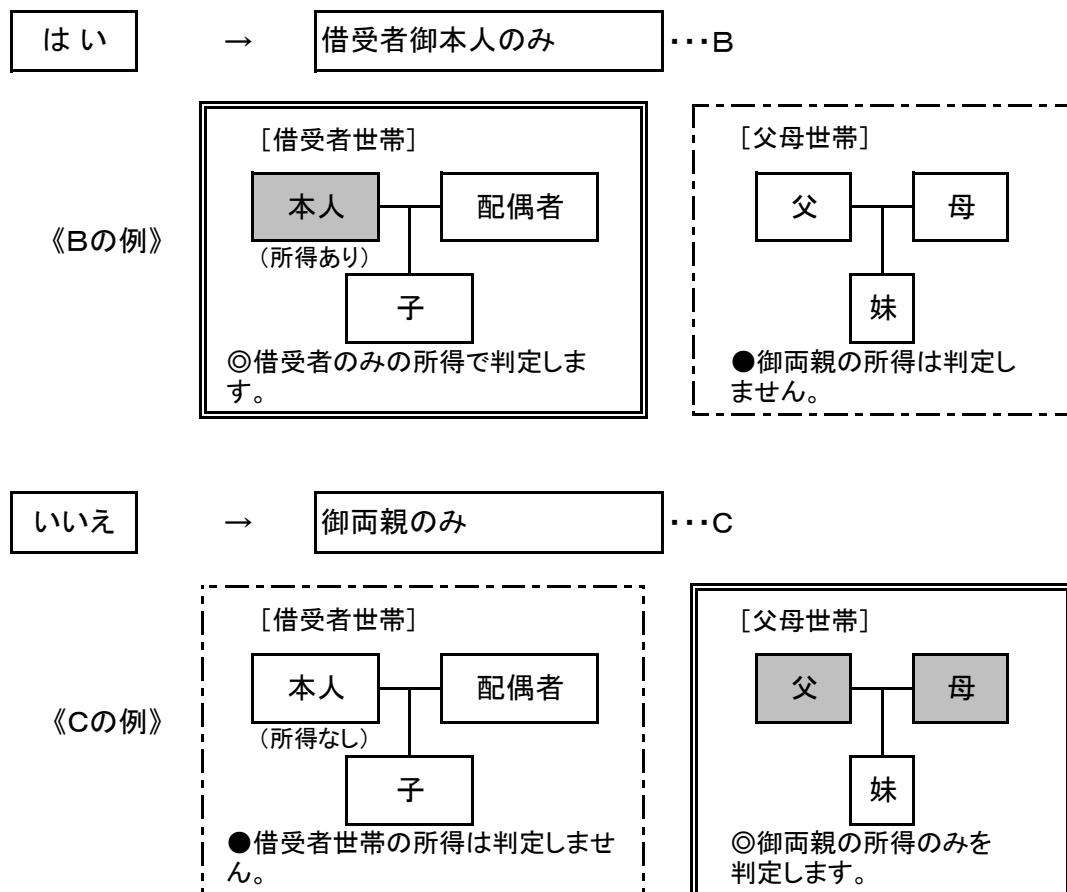
Q2 借受者御本人は、御両親と別世帯ですね。では、借受者御本人は、主として御本人の収入により生計を維持されていますか(=次のいずれかに該当しますか)。

- 前年の収入の総額が、所得税法上の扶養親族となる要件を満たしていないこと(年間の合計所得金額が38万円(給与所得者の場合、給与支払総額が103万円)を超えてること)
- 独立して生計を営むに足る収入があることが客観的に確認できること(例えば、過去3箇月の収入

(次のページに続く。)

状況から年間の合計所得金額が38万円(給与所得者の場合、給与支払総額が103万円)を超えることが推定できることなど)

- ・健康保険等の扶養関係から、借受者が被扶養者でないことを確認できること



(2) (1)の結果、所得の計算の対象となる方の所得を合計します(市町村民税非課税の方及び生活保護受給者は除く)。「所得」は、平成21年度(平成20年分所得)課税証明書に記載されている「所得の金額」(所得が、一つの勤務先からの給与のみの場合は、「平成20年給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」)を記載してください。

所得の計算の対象者			続柄	氏名	前年の所得の金額	市民税 所得割 非課税	生活 保護 受給者
A	B	C					
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	本人				
<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	父				
<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>	母				
<input type="radio"/>	—	—					
<input type="radio"/>	—	—					
<input type="radio"/>	—	—					
<input type="radio"/>	—	—					
所得の合計			⊗				

所得の計算の
対象者を記載
してください。

続いて、次のページに進んで、「2 返還免除基準の計算」を行ってください。

【2 返還免除基準の計算】

(1) 1(1)で決定した所得の計算の対象者に応じて、返還免除基準の算定対象となる『世帯』を決定します。

Aの場合 →

借受者御本人及び御両親の属する『世帯』

Bの場合 →

借受者御本人の属する『世帯』

Cの場合 →

御両親の属する『世帯』(借受者御本人は含みません。)

(2) (1)で決定した『世帯』に応じて、返還免除基準(生活保護法による保護基準に基づく年額の1.5倍)を計算します。

◎ 生活扶助の基準額 (以下、金額は、すべて年額で表示しています。)

(年齢基準)『世帯』に属する方の年齢ごとの人数で算定します。年齢は、申請日時点とします。

年齢	基準額	人数	基準額×人数
0歳～2	250,800		
3～5	316,200		
6～11	408,840		
12～19	504,960		
20～40	483,240		
41～59	458,160		
60～69	433,200		
70～	388,080		
年齢基準 合 計①			

年齢基準①

(世帯人数基準)『世帯』に属する方の人数で算定します。

世帯 人数	基準額	チェック欄	算定金額
1人	550,790		
2人	625,200		
3人	705,870		
4人	745,690		
5人以上 (加算額)	20,460		
世帯人数基準 合 計②			

世帯人数
基準②

※ 5人以上の場合は、4人の基準額に、1人増えるごとに、20,460円を加算する。

◎ 加算関係

(障害者加算) 現在,『世帯』に障害のある方は,おられますか。

加算額	人数	加算額×人数
322,200		
214,680		

障害者加算
 ③-1

(児童養育加算) 現在,『世帯』に小学校修了前の児童は,おられますか。

加算額	人数	加算額×人数
120,000		
60,000		
120,000		

児童養育加算
 ③-2

(在宅患者加算) 現在,『世帯』に栄養補給の必要な在宅患者(※)の方は,おられますか。

加算額	人数	加算額×人数
159,480		

在宅患者加算
 ③-3

「栄養補給の必要な在宅患者」とは,次に掲げる在宅患者のことをいいます。

- ア 結核患者であって現に治療を受けているもの及び結核患者であって現に治療を受けてはいないが,医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの
- イ 結核患者以外の患者であって3箇月以上の治療を必要とし,かつ,医師の診断により栄養の補給を必要とするとする認められるもの

(放射線障害者加算) 現在,『世帯』に放射線障害者(※)の方は,おられますか。

加算額	人数	加算額×人数
511,920		
255,960		

放射線障害者加算
 ③-4

「放射線障害者」とは,次に掲げる者をいいます。

(1) 重度の被爆等障害者

- ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者であって,同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第24条第3項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)
- イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であって,当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) 軽度の被爆等障害者

- ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者(同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であって,(1)のアに該当しないものに限る。)
- イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であった者であって,当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(介護保険料加算) 現在,『世帯』に介護保険の第1号被保険者(65歳以上の方)は,おられますか。

	加算額	算定金額
介護保険の第1号被保険者	納付すべき保険料の額	

介護保険料加算
③-5

◎ 住宅扶助基準

『世帯』に属する方の人数で算定します。

世帯人数	基準額	チェック欄	算定金額
1人	510,000		
2人~6人	660,000		
7人以上	792,000		

住宅扶助基準④

◎ 教育扶助基準

現在,『世帯』に小学生又は中学生は,おられますか。

		金額	人数	算定金額
基準額	小学生	33,240		
	中学生	59,040		
教材代・交通費・夏季施設参加費(※)		実費算定		
学校給食費	小学生	47,300		
	中学生	47,300		
教育扶助基準 合計⑤				

教育扶助基準⑤

「教材代」とは,正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもので,学校において学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書,ワークブック及び和洋辞典のことをいいます。

「交通費」は,児童・生徒の身体的条件,地理的条件又は交通事情により,通学のため交通費を必要とする場合に,その必要最小限度の額を計上します。

「夏季施設参加費」は,小学校,中学校又は教育委員会が行う校外活動(修学旅行を除く。)で,学年の全員が参加する場合に,その必要最小限度の額を計上します。

以上で算定した各基準額を合計します。

生活保護基準 (①+②+③+④+⑤)	
-----------------------	--

生活保護基準の1.5倍を算定します。
返還免除基準となります。

返還免除基準 ⑥
(生活保護基準の1.5倍)

【最後に】返還免除の判定

「所得の合計⑧」と「奨学金返還免除基準⑨」を比べてください。

「所得の合計⑧」が、「奨学金返還免除基準⑨」を超えた場合に、平成21年度から5年間分の奨学金の返還が免除となります。

所得の合計 ⑧

≤ 免 除

> 非免除

返還免除基準 ⑨

(生活保護基準の1.5倍)

地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定に基づく履行延期（返還猶予）に関する取扱基準（案）

1 趣 旨

奨学金については、原則として、学校の卒業後 20 年間以内で返還する必要があるが、返還免除制度の適用の対象とならなかった者であっても、資力等の審査の結果、20 年間以内での返還が困難と認められる場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定を適用して、履行期限を延長する。

2 対象者

原則として、奨学金制度の変更がなければ奨学金の返還を求められることはなかった者（所得が、一定の基準以下）を対象とする。

ただし、所得が一定の基準を上回った者であっても、個別の具体的な事情（学費や住宅ローンの支払いなども含めて）により奨学金の返還が困難であると認められる者については、監理委員会の意見を聴取したうえで、対象とする。

3 履行期限を延長する期間

原則として、返還を行うべき残期間と同期間を限度とする。

1 年当たりの返還金額を半額まで引き下げる。

また、個別の事情に応じて、例えば、数年後にまとまった収入が予定されている場合に、そのときにまとめて返還するような計画も認める。

4 履行期限の延期の条件等

5 年後に再度資力審査を行い、履行期限の延長の更新を行うかどうかを判定する。

債務不履行の場合、期限の利益を喪失させる（一括返還を求める）ことを条件とする。

5 監理委員会への付議の手続

対象者は、履行延期の措置後に開催される会議で報告する。

対象者は、隨時、事前審査をいただいたうえで履行延期の措置を採り、その措置後に開催される会議で報告する。

(参照条文)

地方自治法施行令(抄)

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(中略)

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(以下略)

所在不明者に係る債権の処理に関する取扱基準（案）

1 趣 旨

- (1) 京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱第5条第1項において,所在不明による返還免除の要件を、
- 借受者の所在が3年以上継続して不明であること。
- 借受者が所在不明となる前の住所,居所又は転居先と思われる地域を管轄する市町村等への照会等必要な調査を行ってもその所在が不明であること。
- と定めている。この「必要な調査」の範囲を定める。
- (2) 同要綱第5条第2項は,所在不明による返還免除の申請ができる者の範囲を借受者の親族又は保証人としている。この「親族」の範囲を定める。

2 「必要な調査」の範囲（要綱第5条第1項第2号）

- 住民基本台帳（住民票）の照会及び現地確認は,必須とする。
- 隣近所への聞きとりは,プライバシーに配慮して可能な範囲で行う。
- 親族への聞きとりは,当該親族が奨学金貸与の事情を知る場合に限り,可能な範囲で行う。
- 以上のような調査を行っても,借受者の所在が明らかとならなかったとき,その調査を行った時点から3年以上継続して所在不明であるときに返還免除の対象とする。

3 所在不明による返還免除の申請ができる者の範囲（要綱第5条第2項）

- 要綱第5条第2項の規定は,職権で免除できることとした場合,職権の濫用の可能性が生じるため,親族又は保証人による申請手続を必要と定めている。
- 民法上の親族は,6親等内の血族,配偶者,3親等内の姻族であり,事情を知る親族（又は保証人）であれば,返還免除の申請をすることとする。

4 免除申請が得られない場合の取扱い

- 何らかの理由により,親族又は保証人からの免除申請が得られない場合,あるいは,親族等も所在不明である場合については,地方自治法施行令第171条の5第2号に該当するものであれば,徴収停止の措置を採ることができる。この場合,債権が消滅するには,時効の完成（10年）まで待つ必要がある。

(参照条文)

地方自治法施行令(抄)

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(中略)

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

(以下略)